

岡山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雑誌カバーを広告媒体として事業主に提供し、地域経済の活性化を図るとともに、岡山市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする岡山市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、事業主が図書館に備え付ける雑誌の購入代金を負担し、その雑誌の最新号のカバーに広告を掲出することにより、図書館の利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第3条 岡山市広告掲載基準（平成21年2月19日財政局長決裁）第3条第1項各号に該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、岡山市広告掲載要綱（平成21年2月19日市長決裁）及び岡山市広告掲載基準に基づくものとする。

(広告掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は、原則として岡山市広告掲載要綱第10条に規定する岡山市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を経た後に岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサー制度を利用する者（以下「雑誌スポンサー」という。）のいずれかの解約の意思表示がない場合は同一条件にて1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの申込)

第5条 雑誌スポンサーの募集について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(広告の内容審査及び雑誌スポンサーの決定)

第6条 広告掲出の可否は、審査委員会に諮ったうえで決定する。また、雑誌スポンサーは当該広告の事業主について教育委員会が決定する。

(広告掲出の責務)

第7条 雑誌スポンサーは、掲出した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。